

大崎市提案募集型ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣 旨

市有施設等の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、愛称による施設等への親しみや施設等の知名度向上を図るとともに、民間事業者等の支援のもと、施設等の持続的な運営と維持管理を行うことを目的とします。

2 対象

スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の市民が利用する市有施設を対象とします。ただし、既に愛称が付されている等、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや、市庁舎、小学校、中学校等、施設の性格上愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

詳しくは、事前相談の際に確認ください。

3 応募資格

ネーミングライツのパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。なお、今回の募集に際して、個人からの応募は受付しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (4) 市税を完納していない事業者
- (5) 市から指名停止を受けている事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (7) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして適当でないと判断した業種又は事業者

4 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

3年の期間で提案してください。ネーミングライツの始期及び終期は、原則として月の初日を始期とし、3月末日を終期とします。ネーミングライツの開始時期は、市民への周知期間や導入に要する期間を踏まえて協議することとします。

5 ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案してください。契約期間が年度途中からとなる場合は月割りにより計算します。最低募集金額は年間20万円（税込）以上とします。

6 ネーミングライツ料の使途

原則、当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源（維持管理費等）とします。

7 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担

費用負担については、以下のとおりです。

費用負担の区分	市	パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更（施設看板、道路標識等） ※注1		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市の公式ウェブサイトの表示変更 ※注2	○	

※注1 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。

※注2 残部数や切り替え時期等を考慮し、市とパートナーが協議し決定します。

8 愛称の条件

- (1) 愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 政治性、宗教性のあるもの
 - ④ 社会問題についての主義主張があるもの
 - ⑤ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑥ 当該愛称の内容について市が推奨している等の、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

- ⑦ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
 - ⑧ その他、愛称として使用することが不適切であると市長が認めるもの
- (3) 施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。また、法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。ただし、一般に理解しやすいもので、必要に応じて振り仮名を使用する等の配慮をお願いいたします。
- (4) 正式名称は変更せず愛称とし、契約期間中は、原則、愛称の変更をすることができません。ただし、社名変更等、特段の事情がある場合は協議に応じます。また、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記させていただくことがあります。
- (5) 施設によっては、愛称に含めてほしい文字を示す場合があります。

9 パートナーメリット

- (1) 愛称による施設名称看板等を設置できます。愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、市と協議の上、パートナーにおいてご検討いただきご提示願います。
- (2) パートナーによる広報活動又は広告・販売活動において施設名称を使用することができます。その際、あらかじめ市にその内容を書面にて報告していただきます。
- (3) 市の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。
- (4) 愛称使用期間（契約期間）満了の6か月前までに、当該施設等の契約更新に際して協議を行います。その際、提案時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

10 提案について

- (1) 1者で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- (2) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。（ただし、審査の結果等に基づく、協議による変更を妨げるものではありません。）また、提出された書類等は返却いたしません。
- (4) 提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

11 提案方法

- (1) 事前相談

提案募集型によるネーミングライツの取得を検討する際は、ネーミングライツ事前相談書（別紙４）を下記１１（６）の提出先へ郵送、FAX 又は電子メールで提出し、愛称を提案する施設への愛称の導入の可否等についてあらかじめ確認を受けてください。

（２） 募集期間

令和７年８月１日（金）から令和７年９月３０日（火）まで

（３） 提出書類

- ① ネーミングライツ提案書（様式第２号）
- ② 会社概要及び直近３か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ③ 法人の登記事項証明書
- ④ 市税に滞納のないことが分かる書類（直近１年分。発行日から３か月以内のものに限る。）
- ⑤ 誓約書（別紙２）
- ⑥ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの

（４） 提出部数 １部

※２施設以上に申込をする場合は、申込施設ごとに申請書をご用意ください。

（５） 提出方法 持参、郵送、又は電子メール

（６） 提出期間及び提出先

① 提出期間

令和７年８月１日（金）から令和７年９月３０日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（期間内に到着した者のみ有効。郵送の場合、配達証明付郵便に限る）

② 提出先

〒９８９－６１８８ 宮城県大崎市古川七日町１番１号

大崎市総務部財政課 管財担当

FAX：０２２９－２３－９９７９

E-mail：zaisei@city.osaki.miyagi.jp

（７） 提案書受付の告知

提案書の受付後、競合する他の応募の有無を確認するため、市の公式ウェブサイト
で応募があった旨を１ヶ月間告知します。

告知期間中に、当該施設について複数の提案書の提出があった場合は、当該提案書
も併せて審査します。なお、当該施設について事前相談を行う場合は、告知後の２０
日以内に行ってください。

（８） 留意事項

- ① 提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。
- ② 提出書類等は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、大

崎市情報公開条例（平成１９年３月１６日条例第３号）に基づき開示することがあります。

１２ 選定方法・選定の基準

選定に当たっては、委員会において、応募資格、審査項目等を総合的に審査し、その結果をもとに市長が優先交渉者及びその順位を決定します。

また、提案者が１者のみの場合も、委員会においてネーミングライツのパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

【審査項目等】

No	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	①応募金額の多寡 ・配点５０点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 (小数点第１位切捨て)	５０
2	愛称	①対象のイメージとの適合性	１０
		②親しみやすさ、呼びやすさ	１０
3	応募者の適格性	①市内の事務所・事業所の有無	１０
		②事業の安定性・継続性	１０
4	提案の理由	①提案の理由は優れているか	１０
合計点（委員１名あたり）			１００

評価の判断基準（１ 応募金額を除く）

評価	２ 愛称		３ 応募者の適格性		４ 提案の理由	得点の算出方法
	①施設のイメージとの適合性	②親しみやすさ、呼びやすさ	①市内の事務所・事業所の有無	②事業の安定性・継続性	①提案の理由は優れているか	
A	優良	優良	市内に本社あり	甲	優良	配点 × 1.00
B	標準的	標準的	市内に支店・営業所等あり	乙	標準的	配点 × 0.50
C	不適格	不適格		丙	不適格	配点 × 0.00

- (１) 委員（６名）の評価点数の合計得点の最高得点者を優先交渉者として選定します。
また、最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉者としませんが、次点交渉者として適切な者

がない場合は、次点交渉者を選定しないものとします。

- (2) 得点の算出の際に小数点が生じた場合は、小数点第1位を切り捨てるものとします。
- (3) 合計得点が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い応募者を優先交渉者とします。
- (4) (3)によっても優先交渉者を選定できない場合は、「市内に本社あり」、「市内に支店・営業所等あり」、「市内に支店・営業所等なし」の順番で優先交渉者を決定します。
- (5) (4)によっても優先交渉者を選定できない場合は、A評価の多い応募者を優先交渉者とします。
- (6) (5)によっても優先交渉者を選定できない場合は、くじ引きにより優先交渉者を決定します。
- (7) 評価の判断基準において、委員の過半数が1項目でもC評価をした場合は失格とします。

1 3 審査結果の通知、公表

審査の結果は、応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、パートナーを選定しないこととします。

市は優先交渉者と契約期間、ネーミングライツ料等、締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の愛称、ネーミングライツ料等について市の公式ウェブサイト等で公表します。なお、選定されなかった応募については、公表しません。

1 4 契約の解除

パートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は現行パートナーの負担とします。

1 5 問合せ先

大崎市総務部財政課 管財担当

電話：0229-23-5177（直通）

E-mail：zaisei@city.osaki.miyagi.jp